

6文科施第375号  
令和6年9月6日

各都道府県教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
構造改革特区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
各 国 公 立 大 学 長  
各 公 立 高 等 専 門 学 校 長  
各大学共同利用機関法人機構長  
各文部科学省独立行政法人の長  
各文部科学省国立研究開発法人の長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
公立学校共済組合理事長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長  
筧 原 隆

学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）  
の結果について（通知）

児童生徒等の安全対策に万全を期すため、令和5年10月1日時点の学校施設等における石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材（以下「石綿含有保温材等」という。）の使用状況について、「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）について（依頼）」（令和5年7月7日付け5文科施第308号）により依頼していたところです。

このたび、別添1のとおり上記調査の結果を取りまとめ、公表しましたので通知します。

本調査の結果、石綿含有保温材等の使用状況調査が未完了の機関及び、措置済みでない石綿含有保温材等を保有している機関については下記1. を参照の上、速やかに必要な対応等を講じるようお願いいたします。

また、建物には多種多様なアスベスト含有建材が使用されていることから、各機関においては、引き続き当該部分の適切な維持管理が必要であり、改修や取壊し工事を行う際には、関係法令及び下記に基づいた適切な対応をお願いいたします。

このことについて、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県知事部局においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、各文部科学大臣所轄学校法人においてはその設置する学校に対し、構造改革特区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、別表を参照の上、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 調査結果を踏まえた対応

#### (1) 使用状況調査が未完了の場合

- ・使用状況調査が未完了の機関においては、対象建材の状態等により安全性への危惧があることから、児童生徒等の安全対策に万全を期すためにも早期に調査を完了すること。

#### (2) 劣化、損傷等がある保温材や耐火被覆材（以下「保温材等」という。）を保有する機関

- ・劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関においては、専門業者等に相談の上、直ちに応急処置を講じるとともに、速やかに除去や囲い込み等の処置を講じること。

#### (3) 劣化、損傷等がある煙突用断熱材を保有する機関

- ・劣化、損傷等がある煙突用断熱材を保有する機関においては、煙突を使用中のものは、専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を講じること。
- ・使用停止した煙突は、速やかに除去や囲い込み等の処置を講じること。

#### (4) 措置済み又は劣化、損傷等のない保温材等や煙突用断熱材を保有する機関

- ・措置済みであったり、劣化、損傷等がなくても、今後、経年による劣化、損傷等のおそれがあることから定期的な点検・維持管理を行うこと。

#### (5) 新たに未措置のアスベストが確認された場合

- ・新たに未措置のアスベストが確認された場合は、その損傷、劣化等の状況を把握し、必要に応じて専門業者等に相談の上、必要な対策を講じること。また、既に確認しているものを含め、速やかに除去や囲い込み等の処置を講じること。

#### (6) 情報の保存・管理

- ・アスベストに関する関係書類は、学校等の設置者が適切なアスベスト管理を行うために必要な資料であるため保存管理を徹底すること。
- ・また、文部科学省において、アスベスト対策の実施状況のフォローアップ調査等を行うこととしているため、本調査等の関係書類は保存しておくこと。特に、担当者が変更となった際等に、過去の経緯が不明とならないよう、調査結果等を、組織として適切に引継ぐこと。

#### (7) 情報の公表

- ・アスベストに関する情報の公表については、ホームページ等の活用を検討すること。
- ・児童、生徒、学生、教職員及び保護者等への説明は、アスベストの存在とその状態、立入禁止等の処置状況及び今後の対応方針等について、できる限り速やかに、かつ、きめ細やかに行うこと。
- ・特に、劣化、損傷等がある保温材等や煙突用断熱材を保有する機関のある地方公共団体においては今回の調査結果も踏まえ、その劣化、損傷の状況や、処置計画を住民に対し適切に情報提供を行うこと。

#### (8) その他

- ・次回以降の調査において、使用状況調査や対策が進んでいない場合は、自治体名等を公表することも検討している。

## 2. アスベスト対策について

- ・アスベスト対策工事については、別添2を参照の上、国の財政支援制度の活用を検討すること。
- ・アスベスト対策工事を行う場合には、アスベストの大気中への飛散防止やアスベスト廃棄物の適切な処理等について配慮するとともに、関係法令及び関係省庁の通知等を遵守し、地方公共団体の関係部局等と十分連絡調整の上、適切に対応すること。
- ・建物の解体工事等の実施に当たっては、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和6年2月改正 厚生労働省・環境省）※1も参照すること。また、吹き付けアスベスト等や石綿含有保温材等の使用実態調査結果を工事受注者に通知し、適正な工事が実施されるよう努めること。これらの調査で確認できない部分等に石綿含有建材が使用されている可能性もあるため、石綿不使用とされた機関においても、慎重に対応すること。
- ・令和4年4月1日から、建築物等の解体・改修工事の元請業者に対して、大気汚染防止法及び労働安全衛生法（石綿障害予防規則）に基づき、当該工事における石綿含有建材の有無の事前調査結果を、都道府県及び労働基準監督署等に報告することが義務づけられているので適切に対応すること。
- ・令和5年10月1日以降着工の工事から、建築物等の解体・改修の作業を行う際に、あらかじめ行う石綿含有建材等における石綿の使用の有無の調査（事前調査）を有資格者（建築物石綿含有建材調査者等）に行わせることが義務づけられているので、適切に対応すること。

## 3. 災害時における対応について（平成23年3月24日付け文部科学省事務連絡参照）

- ・災害時においては、倒壊等の被害を受けた学校施設等を保有する機関においては、アスベストの飛散のおそれがないか速やかに確認すること。
- ・上記の確認等作業に当たっては、職員等に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用させること。
- ・確認の結果、飛散のおそれがある場合には、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）※2及び同概要版※3を参考に、速やかに石綿飛散・ばく露防止の応急処置を講じること。
- ・アスベストが使用されていた学校施設等が倒壊したことにより、廃棄物として処理されることとなったものについては、「廃石綿等が混入した災害廃棄物について」（令和6年7月環境省）※4を参照し、適切に対応すること。

## 4. その他の留意事項

### （1）煙突用断熱材への対応について

- ・石綿含有保温材等（石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材）については、平成26年3月の石綿障害予防規則の改正により、新たに同規則第10条の規制対象となったことから、平成26年度より使用状況調査を実施しているところ。特に煙突に使用されている断熱材については、建材の劣化が激しい場合は、煙突からアスベスト繊維を大気中に発散させる、煙突内に入った雨水などを排水するドレン管から排出される、剥落して最下の掃除口に堆積した石綿が含有している断熱材等を灰と誤って一般のゴミとして廃棄されるといった例もあることから、特に注意すること。また、煙突内の清掃等作業を行う場合は、「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日付け厚生労働省通知）※5も参照すること。

## (2) 非飛散性アスベスト含有成形板への対応について

- ・アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であると言われており、通常の使用状態では板状に固めた建材の危険性は低いと考えられるため非飛散性アスベスト含有成形板（アスベストを含有するボード類、床材、煙突（円筒）等）は調査対象外としているが、これらについてもその状態について点検・維持管理を行うこと。
- ・非飛散性アスベスト含有成形板の除去にあたっては、大気汚染防止法及び労働安全衛生法（石綿障害予防規則）に基づく作業基準を遵守すること。

## (3) 石綿含有建築用仕上塗材への対応について

- ・学校施設等の外装や内装の仕上材として使用されている建築用仕上塗材には、石綿が含有されている場合もある。石綿が含有されている建築用仕上塗材部分の改修工事や取壊し工事を行う場合は、大気汚染防止法及び労働安全衛生法（石綿障害予防規則）に基づく作業基準を遵守すること。

## (4) 石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について

- ・石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物については、平成18年9月1日から、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条の規定に基づき、製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止されており、このことに関し、「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」（令和2年11月27日厚生労働省通知）※6を参照し、適切に対応すること。特に輸入品については、同通知の記2～4に十分留意すること。
- ・なお、石綿等の製造等の禁止に係る猶予措置については既に終了しており、平成24年3月1日以降は製造等は全面禁止※7となっているので注意すること。

### (参考)

- ※1 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和6年2月改正 厚生労働省・環境省）  
<https://www.env.go.jp/air/asbestos/202402zenbun.pdf>
  - ※2 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月 環境省）  
<https://www.env.go.jp/content/000128426.pdf>
  - ※3 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）【概要版】」  
<https://www.env.go.jp/content/000198632.pdf>
  - ※4 「廃石綿等が混入した災害廃棄物について」（令和6年7月 環境省）  
[http://kouikishori.env.go.jp/archive/r06\\_suiiai0725/efforts/pdf/r06\\_suiiai0725\\_info\\_240725\\_06.pdf](http://kouikishori.env.go.jp/archive/r06_suiiai0725/efforts/pdf/r06_suiiai0725_info_240725_06.pdf)
  - ※5 「煙突内部に使用される石綿含有断熱材における除去等について」（平成24年9月13日付け厚生労働省通知）  
[http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/130107\\_0913-01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/130107_0913-01.pdf)
  - ※6 「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」（令和2年11月27日付け厚生労働省通知）  
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/210216-01.pdf>
  - ※7 「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令の周知について」（平成24年1月25日付け厚生労働省通知）  
[http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/120125\\_0125-9.pdf](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/120125_0125-9.pdf)
- 建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習について（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html)
- 石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省委託事業「改正石綿障害予防規則の周知広報事業」によるホームページ）  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>
- 文部科学省におけるアスベスト対策への取組  
<http://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm>

(本件連絡先)

大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課  
指導第二係 永野、鈴木

電話：03-5253-4111（内線2292）

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

令和6年9月6日  
文 部 科 学 省

## 学校施設等における石綿含有保温材等の 使用状況調査（特定調査）の結果について

### 1. 経緯

文部科学省では、児童生徒等の安全対策に万全を期すため、平成17年度に「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施し、以降、定期的にフォローアップ調査を実施している。

本調査は、石綿障害予防規則の改正（平成26年3月）により、同規則第10条の規制対象として、これまでの吹き付けアスベスト等に加え、新たに「石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材（以下「石綿含有保温材等」という。）」が追加されたことから、特に飛散の危険性が高い室内等に露出して設置されている保温材や耐火被覆材（以下「保温材等」という。）及び煙突用断熱材の使用状況について、平成26年度、28年度、30年度に引き続き、調査（特定調査、令和5年10月1日時点）を実施したものの。

### 2. 調査概要

#### （1）調査内容

令和5年10月1日時点の使用状況調査を実施。

##### ① 室内等に露出した保温材等の使用状況

石綿の含有の有無に関わらず教室や廊下等に露出して設置されている保温材及び耐火被覆材の劣化、損傷等の状況を調査。

##### ② 煙突用断熱材の使用状況

石綿を含有する煙突用断熱材の劣化、損傷等の状況を調査。

#### （2）対象機関

国公立学校（なお、幼保連携型認定こども園は対象外）、公立社会教育施設、公立社会体育施設、公立文化施設、公立学校関係施設（共同調理場、教職員宿舎等）、所管独立行政法人、所管国立研究開発法人、大学共同利用機関法人、所管共済組合類型の法人等。

#### （3）対象建材及び建築物

保温材：平成8年度以前に完成した建築物。

耐火被覆材：平成17年度頃までに完成した建築物。

煙突用断熱材：令和5年10月1日時点で保有する全数。

### 3. 調査結果

(※) 調査対象の変更に伴い、機関数の増減については参考扱い

#### (1) 室内等に露出した保温材等

##### ① 使用状況調査の実施状況

調査区分	前回の結果 (平成30年10月1日時点)	今回の結果 (令和5年10月1日時点)	増減
調査未完了の機関数	797機関	288機関	▲509機関

##### ② 使用状況調査の結果

調査区分	前回の結果 (平成30年10月1日時点)	今回の結果 (令和5年10月1日時点)	増減
露出した保温材等を 保有する機関	25,132機関	19,471機関	▲5,661機関
上記のうち、劣化、損傷等が ある保温材等を保有する機関	210機関	72機関	▲138機関

※上記の「露出した保温材等を保有する機関」は石綿含有の有無にかかわらず

※当該石綿の最新の状況を把握するために追加調査を実施したところ、飛散防止措置等の実施状況は以下の通り(令和6年7月1日時点)。

- (1) 飛散防止措置を実施済み 42機関
- (2) 当該保温材等を分析し、石綿を含有していないことが判明している 7機関
- (3) 定期的に室内の大気中アスベスト濃度を測定し、安全を確認している 5機関
- (4) 当該保温材等がある室に対して、施錠や立入り禁止措置を実施している 12機関
- (5) 上記のような飛散・ばく露防止対策を講じていないが、早急に対策を実施する予定 6機関

#### (2) 煙突用断熱材

##### ① 使用状況調査の結果

調査区分	前回の結果 (平成30年10月1日時点)	今回の結果 (令和5年10月1日時点)	増減
石綿を含有し、劣化、損傷等が ある煙突用断熱材を保有する機関	9,837機関 石綿の含有の有無に関わらず 断熱材を使用した煙突を 保有する機関	4,598機関	—
上記のうち、劣化、損傷等が ある石綿含有煙突用断熱材を 保有する機関	212機関	120機関	▲92機関

※当該石綿の最新の状況を把握するために追加調査を実施したところ、飛散防止措置等の実施状況は以下の通り(令和6年7月1日時点)。

- (1) 飛散防止措置を実施済み 23機関
- (2) 当該煙突の利用を停止済み 28機関
- (3) 定期的に室内の大気中アスベスト濃度を測定し、安全を確認している 21機関
- (4) 当該煙突が施設利用者が通常立ち入らない場所(機械室、設備室等)にある(職員等の入室の際にばく露防止措置を実施している) 48機関
- (5) 上記のような飛散・ばく露防止対策を講じていないが、早急に対策を実施する予定 0機関

## 4. 今後の対策について

- 本調査結果の通知文において、以下を要請。
  - ①調査未完了の機関に対して使用状況調査の早期完了の徹底すること。
  - ②調査、措置済みの機関も含め、今後経年による劣化、損傷等のおそれがあることから、定期的な点検の実施を行うこと。
  - ③劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関は、専門業者等に相談の上、直ちに応急処置を講じるとともに、速やかに除去や囲い込み等の処置を行うこと。
  - ④劣化、損傷等がある煙突用断熱材を保有する機関は、煙突を使用中のものは、専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を行うこと。また、使用停止した煙突は、速やかに除去や囲い込み等の処置を行うこと。
  
- 国公立小中学校等の対策工事のための補助を引き続き実施。
  
- 各種会議や研修会等で、適切なアスベスト対策について継続的に周知。

---

調査結果の詳細は、別紙1～2及び以下の文部科学省ホームページを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/mext\\_01410.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01410.html)

## 石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)

## ～室内等に露出した保温材等の使用状況～

機関種別	全機関数 (参考)	調査 未完了 機関	① 露出保温材、耐火被覆材が使用されているものを保有する機関			
				② ①のうち、劣化、損傷等による飛散のおそれがあるものを保有する機関		
				(石綿含有)	(不明)	
1. 公立学校 (幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校) ※公立大学(公立大学法人含む)が設置する 大学の附属学校を除く	35,317	0	14,973	0	0	0
2. 公立学校 (高等専門学校、大学※)	105	2	0	0	0	0
3. 公立学校関係施設 (共同調理場、教育研修センター、 教育支援センター、教職員宿舎等)	3,333	6	488	0	0	0
4. 国立学校 (高等専門学校、大学(附属学校含む)、 大学共同利用機関)	394	0	237	11	0	11
5. 私立学校 (幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 高等専門学校、大学、専修学校(国公立※)、 各種学校(国公立※))	13,373	17	1,012	20	10	10
6. 公立社会教育施設	21,739	134	1,502	22	9	13
7. 公立社会体育施設	26,663	123	970	11	2	9
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)	1,724	6	272	7	3	4
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学法人、国立高等専門学校機構、 大学共同利用機関を除く)	22	0	17	1	0	1
計	102,670	288	19,471	72	24	48
(参考 平成30年度調査) 計	123,766	797	25,132	210	-	-

※公立大学(公立大学法人含む)が設置する大学の附属学校を含む(但し附属の専修学校を除く)

※公立大学が設置する高等専門学校は大学に含めて回答

※国立専修学校と国公立各種学校は「5. 私立学校」に計上

## 石綿含有保温材等の使用状況調査(特定調査)

### ～石綿含有断熱材使用煙突状況～

機関種別	全機関数 (参考)	① 石綿含有断熱材使用煙突又は調査未完了の煙突を保有する機関		
		② ①のうち、劣化、損傷等により飛散のおそれがある煙突 又は調査未完了の煙突を保有する機関		③ ②のうち、劣化、損傷等により 飛散のおそれがある煙突を保有する機関
1. 公立学校 (幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校) ※公立大学(公立大学法人含む)が設置する 大学の附属学校を除く	35,317	2,672	275	40
2. 公立学校 (高等専門学校、大学※)	105	0	0	0
3. 公立学校関係施設 (共同調理場、教育研修センター、 教育支援センター、教職員宿舎等)	3,333	84	34	0
4. 国立学校 (高等専門学校、大学(附属学校含む)、 大学共同利用機関)	394	89	4	2
5. 私立学校 (幼稚園、幼保連携型認定こども園、 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校、 高等専門学校、大学、専修学校(国公立※)、 各種学校(国公立※))	13,373	513	115	34
6. 公立社会教育施設	21,739	744	235	35
7. 公立社会体育施設	26,663	294	108	6
8. 公立文化施設 (文化会館、文化財保存施設)	1,724	163	58	3
9. 所管独立行政法人等施設 (国立大学法人、国立高等専門学校機構、 大学共同利用機関を除く)	22	39	2	0
計	102,670	4,598	831	120
(参考 平成30年度調査) 計	123,766	-	-	212

※公立大学(公立大学法人含む)が設置する大学の附属学校を含む(但し附属の専修学校を除く)

※公立大学が設置する高等専門学校は大学に含めて回答

※国公立専修学校と国公立各種学校は「5. 私立学校」に計上

# アスベスト対策工事に係る財政支援制度の概要

## 【公立学校】

### 1. 該当事業

学校施設環境改善交付金

大規模改造（質的整備）「イ 法令等に適合させるための施設整備工事」

（吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させるおそれがある場合）

### 2. 対象施設

公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園

### 3. 国庫補助率

原則 1 / 3

※工事費が 400 万円以上の事業が対象

### 4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、当該年度支出分の分析調査費用を含む）

※学校施設環境改善交付金の改築や改修等の事業（「大規模改造（質的整備）イ」以外の事業）においても、対策工事費を補助対象経費に含めることが可能です。事前調査費用についても、対策工事の要否に関わらず、事業実施年度支出分に限り補助対象経費に含まれます。

## 【私立学校（専修学校含む）】

### 1. 該当事業

私立学校施設整備費補助金における「アスベスト対策工事」

（アスベスト対策工事の対象となる建材は、建築物等に吹き付けられた石綿等※）

※ 石綿障害予防規則（平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号）第 2 条第 1 項に定める「石綿等」。

### 2. 対象施設

私立の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、中学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く）、専修学校

### 3. 国庫補助率

大学等… 1 / 2 ※事業費の下限は設けない

高等学校等… 1 / 3 ※事業費の下限は設けない

幼稚園… 1 / 3

※事業費が 400 万円以上の事業が対象（令和 6 年度末までは、事業費の下限は設けない）

専修学校… 専門課程 1 / 3、高等課程 2 / 9 ※事業費の下限は設けない

### 4. 工事内容

アスベスト対策工事（対策工事を行う場合に限り、分析調査費用を含む）

## 【国立大学等（共同利用機関法人及び高等専門学校を含む）】

施設整備事業と併せて実施するアスベスト対策工事は国の財政支援の対象

# 周知依頼一覧表

別表

周知元	調査対象機関（周知先）	備考
都道府県教育委員会	・ 公立幼稚園 （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校 （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立学校関係施設（教職員宿舎、その他施設） （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立学校関係施設（共同調理場） （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立学校関係施設（教育研修センター） （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立学校関係施設（教育支援センター） （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立高等専門学校 （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立社会教育施設 （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立社会体育施設 （都道府県立、市区町村立）	
	・ 公立文化施設（文化会館） （都道府県立、市区町村立）	周知漏れが無いよう、教育委員会と知事部局の間で適切に調整のうえ周知いただくようお願いいたします。
・ 公立文化施設（文化財保存施設） （都道府県立、市区町村立）		
都道府県知事部局	・ 私立幼稚園 ※学校設置会社立の学校含む	
	・ 私立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、 中等教育学校、特別支援学校 ※学校設置会社立の学校含む	
	・ 専修学校（国公立）、各種学校（公私立） ※国公立大学法人立、学校設置会社立の学校含む	
	・ 公立文化施設（文化会館） （都道府県立）	周知漏れが無いよう、教育委員会と知事部局の間で適切に調整のうえ周知いただくようお願いいたします。
	・ 公立文化施設（文化財保存施設） （都道府県立）	

※周知元について、上記の整理と異なる都道府県がございましたら、周知漏れが無いよう、教育委員会と知事部局の間で適切に調整のうえ周知いただくようお願いいたします。